

やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内の子育て世代が理想の子どもの数を実現できる住環境の整備を図るため、また、脱炭素社会の実現、地域の防災力の向上、地域の住宅産業の振興等を図るため、市町村（以下「補助事業者」という。）が実施する『やまなし KAITEKI 住宅』の普及を促進する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和 38 年山梨県規則第 25 号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 住宅 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号。以下「長期優良住宅法」という。）第 2 条第 1 項の住宅をいう。
- 二 建築 長期優良住宅法第 2 条第 2 項の建築をいい、新築、増築、改築を含む。
- 三 認定住宅 やまなし KAITEKI 住宅指針（令和 7 年 3 月 25 日付け建字第 5 1 3 2 号）に定める KAITEKI 住宅基準を満たし、やまなし KAITEKI 住宅認定制度要綱（令和 7 年 3 月 25 日付け建字第 5 1 6 0 号。以下「認定要綱」という。）第 3 条第 3 項の認定を受けた次表に掲げる住宅をいう。

認定住宅の種類（ブランド名称）	適合状況
やまなし KAITEKI 住宅	KAITEKI 住宅基準 1 及び 2
やまなし KAITEKI 住宅/ZERO	KAITEKI 住宅基準 1 から 3
やまなし KAITEKI 住宅/FORET	KAITEKI 住宅基準 1、2 及び 4
やまなし KAITEKI 住宅/ZERO・FORET	KAITEKI 住宅基準 1 から 4
やまなし KAITEKI 住宅リノベ	KAITEKI 住宅基準 1 及び 2
やまなし KAITEKI 住宅リノベ/ZERO	KAITEKI 住宅基準 1 から 3
やまなし KAITEKI 住宅リノベ/FORET	KAITEKI 住宅基準 1、2 及び 4
やまなし KAITEKI 住宅リノベ/ZERO・FORET	KAITEKI 住宅基準 1 から 4

- 四 県内事業者 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する建設業の許可のうち建築工事業の許可を受けている建設業者であって、県内に本店を有する者をいう。
- 五 共同住宅等 共同住宅、長屋、併用住宅その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 六 子育て世帯等 次に掲げる世帯をいう。

イ 子育て世帯 自ら居住することを目的に認定住宅の建築の工事に着手した年度又は自ら居住することを目的に認定住宅を購入した年度の4月1日時点で18歳未満の子を有する世帯をいう。

ロ 若者夫婦世帯 自ら居住することを目的に認定住宅の建築の工事に着手した年度又は自ら居住することを目的に認定住宅を購入した年度の4月1日時点で夫婦のいずれかが39歳以下の世帯をいう。

(補助金の交付の対象となる事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、山梨県内に自ら居住することを目的に認定住宅(県内事業者が建築の工事を施工したものに限る。)を建築又は取得した者(以下「間接補助事業者」という。)に対して補助事業者が補助金(以下「間接補助金」という。)を交付する事業とする。ただし、一の住宅(共同住宅等にあつては一の住戸)につき、間接補助金の交付は一回限りのものとする。

(補助金の交付の対象となる経費、その補助率及び上限額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表(イ)欄の区分に応じて(ロ)欄各号に掲げる経費とし、当該補助対象経費に対する補助率は、別表(ロ)欄各号の区分に応じて(ハ)欄に掲げる率とする。

2 補助金の上限額は、別表(イ)欄及び(ロ)欄各号の区分に応じて、(ニ)欄に掲げる額とする。

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第5条 補助事業者は、やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業に着手する前までに、知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書(様式第1号の2)
- 二 予算決議書の写し
- 三 その他知事が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 知事は、前条の申請があつた場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときはすみやかに交付の決定を行い、やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 補助事業の内容の変更（補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の変更であって、交付を決定した補助金の額に変更がない場合を除く。）をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。
- 二 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。
- 三 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

(事業内容等の変更)

第8条 前条第一号の規定による承認を受けようとする補助事業者は、やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金事業変更承認申請書（様式第3号）に第5条各号に掲げる書類（変更に係る部分に限る。）を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があった場合には、書類を審査の上、交付を変更すべきものと認めるときはすみやかに交付の決定の変更を行い、やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金交付決定変更通知書（様式第4号）を補助事業者に送付するものとする。
- 3 前条第二号の規定による承認を受けようとする補助事業者は、やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の申請があった場合には、書類を審査の上、支障がないと認めるときはすみやかに補助事業の中止又は廃止を承認し、やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）を補助事業者に送付するものとする。

(状況報告)

第9条 知事は、補助事業者に対し、必要に応じ、補助事業の遂行状況を報告させることができる。

(実績報告書及び添付書類の様式、提出期限)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までにやまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 事業報告書（様式第7号の2）
- 二 補助事業に要した経費の支出の事実等が確認できる書類
- 三 その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金額の確定通知書(様式第8号)を補助事業者に送付するものとする。

(補助金の交付方法)

第12条 補助金は、精算払とする。

(間接補助に対して付すべき条件等)

第13条 補助事業者は、間接補助事業者が建築又は取得した認定住宅の処分について当該認定住宅に係る認定要綱第3条第4項の規定によるやまなし KAITEKI 住宅認定通知書の通知日から起算して10年(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでの間は補助事業者の承認を受けるべき旨の条件を付さなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した間接補助金のうち間接補助事業者が建築又は取得した認定住宅を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

3 補助事業者は、認定要綱第8条第1項の規定により間接補助事業者が建築又は取得した認定住宅の認定の取消しがあった場合に間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる旨の条件を付さなければならない。

4 補助事業者は、前項の規定により間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された間接補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の報告等)

第14条 補助事業者は、前条第1項の承認に当たり間接補助金の返還を条件とする場合は、あらかじめ知事に協議の上、間接補助事業者に通知するものとし、財産処分報告書(様式第9号)を知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、前条第2項の規定により間接補助事業者から返納金を収納した場合には、当該返納金に係る補助金に相当する額を知事に返還するものとする。

(書類の保管)

第15条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起

算して10年間、整備保管しておかなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

(イ) 認定住宅の種類	(ロ) 補助対象経費	(ハ) 補助率	(ニ) 補助金の上限額
やまなし KAITEKI 住宅、やまなし KAITEKI 住宅 / ZERO、やまなし KAITEKI 住宅 / FORET、やまなし KAITEKI 住宅 / ZERO・FORET	一 認定住宅を建築又は取得した者に対して1件当たり200千円以上を補助する経費	補助対象経費の2分の1以内	1件当たり100千円
	二 認定住宅を建築又は取得した者が子育て世帯等の場合に、前号の補助に1件当たり200千円以上を加算するための経費	補助対象経費の2分の1以内	1件当たり100千円
	三 認定住宅がやまなし KAITEKI 住宅 / ZERO (やまなし KAITEKI 住宅 / ZERO・FORET を含む。) の場合に、第一号の補助に1件当たり200千円以上を加算するための経費	補助対象経費の2分の1以内	1件当たり100千円
	四 認定住宅がやまなし KAITEKI 住宅 / FORET (やまなし KAITEKI 住宅 / ZERO・FORET を含む。) の場合に、第一号の補助に次の各号に掲げる場合に応じて当該各号の金額以上を加算するための経費 (1) 認定住宅に係る県産木材	補助対象経費の10分の10以内	(1)にあつては1件当たり200千円 (2)にあつては1件当たり300千円 (3)にあつては1件当たり400千円

	<p>の使用量が5 m³以上であり、かつ、木材使用量の30%以上である場合 1件当たり200千円</p> <p>(2) 認定住宅に係る県産木材の使用量が7.5 m³以上であり、かつ、木材使用量の40%以上である場合 1件当たり300千円</p> <p>(3) 認定住宅に係る県産木材の使用量が10 m³以上であり、かつ、木材使用量の50%以上である場合 1件当たり400千円</p>		千円
やまなし KAITEKI 住宅リノベ、やまなし KAITEKI 住宅リノベ/ZERO、やまなし KAITEKI 住宅リノベ/FORET、やまなし KAITEKI 住宅リノベ / ZERO・FORET	一 認定住宅を建築又は取得した者に対して1件当たり400千円以上を補助する経費	補助対象経費の2分の1以内	1件当たり200千円
	二 認定住宅を建築又は取得した者が子育て世帯等の場合に、前号の補助に1件当たり200千円以上を加算するための経費	補助対象経費の2分の1以内	1件当たり100千円
	三 認定住宅がやまなし KAITEKI 住宅リノベ/ZERO (やまなし KAITEKI 住宅リノベ/ZERO・FORETを含む。)の場合に、第一号の補助に1件当たり200千円以上を加算するための経費	補助対象経費の2分の1以内	1件当たり100千円
	四 認定住宅がやまなし KAITEKI 住宅リノベ/FORET (やまなし KAITEKI 住宅リノベ/ZERO・FORETを含む。)の場合に、第一号の補助に次の各号に掲げる場合に応じて当該各号の金額以上を加算するため	補助対象経費の10分の10以内	(1)にあつては1件当たり200千円 (2)にあつては1件当たり300千円 (3)にあつては1

	<p>の経費</p> <p>(1) 認定住宅に係る県産木材の使用量が5 m³以上であり、かつ、木材使用量の30%以上である場合 1件当たり200千円</p> <p>(2) 認定住宅に係る県産木材の使用量が7.5 m³以上であり、かつ、木材使用量の40%以上である場合 1件当たり300千円</p> <p>(3) 認定住宅に係る県産木材の使用量が10 m³以上であり、かつ、木材使用量の50%以上である場合 1件当たり400千円</p>		<p>件当たり400千円</p>
--	--	--	------------------